

自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業の新規・更新登録申請の手引き

平成27年4月1日作成

平成30年3月1日改訂

1 申請対象者

この手引きは、宮城県内（仙台市を除く。※）の事業所で自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業（使用済自動車のカーエアコンからフロン類を回収する事業）の新規または更新登録申請を行おうとする事業者が対象です。

※ 仙台市内の事業所については、仙台市に登録が必要です。仙台市の窓口は4ページに記載しています。

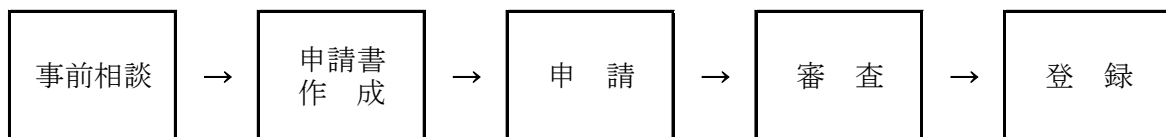
2 相談・申請窓口について（連絡先等は4ページに記載しています。）

申請者が個人の場合 申請者の住所	申請者が法人の場合 本店の所在地	申請・相談窓口※1
仙台市内又は宮城県外にある方		循環型社会推進課
宮城県内（仙台市を除く。）にある方		最も主要な事業所※2の所在地を管轄する 保健所及び支所

※1 相談・申請の際は、事前に電話連絡をお願いします。

※2 最も主要な事業所には本店のある事業所を優先し、各事業所の規模等を考慮して判断してください。

3 登録までの流れについて



4 申請に必要なもの

(1) 申請書（様式第三）（循環型社会推進課のサイトからダウンロードできますので御活用下さい。）

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/kaisai.html>

(2) 添付書類（2ページ『8 添付書類』の項目を参照して下さい。）

(3) 申請手数料：「宮城県収入証紙 5,000円」（新規・更新とも同額）

【申請にあたっての注意事項】

- ・ 申請用紙は定められたものを使用してください。ただし、記入欄に不足が生じた場合には記入欄の追加，別紙の添付でも構いません。
- ・ 原則として，申請窓口へ直接提出して下さい。提出された申請書類は，窓口で簡単な予備調査を行います。（書類の記載漏れや添付書類の有無の確認等）
- ・ 申請書の提出部数は正1部です。（申請者保管用に控えを1部作成してください。）
- ・ 更新申請については，有効期間満了日の**30日前**から受け付けします。登録の有効期限前に更新申請を行って下さい。（登録通知書の交付まで時間を要する場合があります。予め余裕を持って申請窓口までご相談下さい。）

5 審査について

申請書類は、受理後に審査を行います。審査のために必要な書類の提出を求める場合があります。

6 登録通知書の交付について

登録手続き完了後、登録通知書を交付しますが、登録通知書は、原則として、申請書類提出先の窓口で交付します。

7 申請書の記入のしかた

登録申請書は、新規・更新とも同じ様式（様式第三）です。

別添の記載例を参考に記入してください。

8 添付書類

必要な添付書類は下表のとおりです。

新規・更新とも同じ添付書類が必要です。

申請者が法人の場合と個人の場合で、添付書類が一部異なりますのでご注意ください。

添付書類		具体例, 注意事項等	チェック欄
① 申請者が自動車リサイクル法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面		・ 要領様式第1を使用してください。	<input type="checkbox"/>
② フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類		・ 購入契約書, 領収書, 納品書, 販売証明書等 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
所有権を有しない場合には, 使用する権限を有することを証する書類		・ 借用契約書, 共同使用規定書等 (コピー可)	
③ フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類。		・ 取扱説明書, 仕様書, カタログ等 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
④ 申請者に関する書類			
個人	申請者の住民票の写しの原本 ※申請者が未成年者である場合は, その法定代理人について上記の書類	☆発行日から3ヶ月以内のもので, <u>本籍地(外国人においては, 住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)の記載があるもの</u>	<input type="checkbox"/>
法人	登記事項証明書 (商業登記簿謄本) の原本 ※履歴事項全部証明書を添付願います。	☆発行日から3ヶ月以内のもの	<input type="checkbox"/>

誓約書において誓約する事項について

フロン類回収業の登録申請，更新の登録申請及び変更届出時に提出する誓約書（要領様式第1）において，誓約する事項については，次の事項となります。

誓約書を作成する際には，これらの事項に該当していないことを確認して下さい。
なお，これらの事項に該当している場合は，フロン類回収業を行うことができませんのでご注意下さい。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 自動車リサイクル法（以下「法」という。），フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され，その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から5までのいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち上記の1から5までのいずれかに該当する者があるもの

宮城県自動車リサイクル法行政関係機関一覧

機関名	郵便番号	住所	電話番号	管轄地域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224- 53-3118	白石市・角田市・刈田郡 ・柴田郡・丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜4-8-15	022- 363-5506	塩竈市・多賀城市・富谷市 ・黒川郡・宮城郡
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央3-1-18	0223- 22-6295	名取市・岩沼市・亶理郡
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229- 87-8002	大崎市・栗原市・加美郡・遠田郡
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0861	石巻市蛇田字新沼田 12番地4街区1画地 (石巻合同庁舎内)	0225- 95-1418	石巻市・登米市・東松島市・女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城3-3-3	0226- 22-5127	気仙沼市・南三陸町
宮城県環境生活部 循環型社会推進課 リサイクル推進班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022- 211-2649	仙台市内又は県外に 住所のある個人 仙台市内又は県外に 本店所在地がある法人

【仙台市内に事業所がある方の窓口】

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 電話022-214-8236

- 仙台市内又は宮城県外に本店がある法人又は住所がある個人事業者は、事業所の所在地を管轄する保健所及び支所ではなく、循環型社会推進課が申請窓口となりますのでご注意ください。
- 仙台市内に事業所がある場合は、仙台市にも登録が必要ですのでご注意ください。